

## 企画セッション

### ◆ 仮想オブジェクトに対する知的財産保護の国際比較検討 ◆

#### 【概要】

近年、メタバースをめぐる知的財産法上の諸問題が、官民を問わず注目を集めている。2023年6月には、フィジカル/デジタルを交錯するデザインの模倣事例への対応を念頭に不正競争防止法2条1項3号の改正法が成立しており（令和5年法律第51号）、メタバースをめぐる知的財産法制度も変容を開始したといえよう。メタバースをめぐる知的財産法上の諸問題の議論が徐々に蓄積しつつあることにも鑑みれば、現段階において、諸外国における議論や法制度等の見直しの進展を整理し、比較検討を行うことにも意義があろう。

そこで、本企画セッションは、メタバース上の仮想オブジェクトに対する知的財産保護について、日本法の現状や企業実務を踏まえつつ、米国や欧州との比較検討を行い、将来のあるべき法制度を構想するうえでの示唆や展望を得ることを目的とする。

登壇者は、デザイン保護やメタバースをめぐる知的財産法上の問題等の研究及び実務を行う実務家、企業担当者及び研究者であり、諸外国における状況との比較を行うとともに、理論及び実務の両面からの検討の視点から多角的な検討を行う。

#### ● 日本法による保護の現状と今後—ファッション製品を具体例として（西村雅子）

メタバース上での形態模倣については、フィジカルなアパレルデザインをアバター用アイテムとして模倣されることなどが想定されるが、逆にデジタルアイテムをフィジカル商品として販売可能とするサービスも登場しており逆の模倣も想定される。メタバース上では再現がむずかしい質感など形態の同一性を個別具体的に判断する必要があるだろう。知財法による保護の実際についてファッション製品を具体例として検討したい。

#### ● 放送局のメタバースへの取り組みと権利保護実務（木村浩也）

TBSグループは、現在、デジタルコンテンツ分野に参入を進めている。ドラマの世界をメタバース上で再現し、出演者アバターと会話をするイベントを開催した実績や、海外でも人気のコンテンツ「風雲！たけし城」をROBLOX上で実装した取り組みを紹介する。そのうえで、メタバース空間上の商標出願や、意匠出願など、コンテンツを扱う企業の法務部門が直面する課題を中心に、メタバース空間における実務上の課題を報告する。

#### ● メタバースにおけるデザインとブランドの保護：米国法とその示唆（関真也）

米国の著作権法、意匠法及び商標法による仮想オブジェクトの保護の可否及び範囲について、実用品のデザインに関して著作権法による保護が争われたStar Athletica事件最高裁判決、NFTに紐づけられた著名なハンドバッグの画像に関して商標法による保護が争われたMetaBirkins事件等を参考にしつつ考察する。

#### ● 仮想物品に対する知的財産保護：ドイツ（欧州）（内田剛）

ドイツ商標法（仮想物品の登録要件、未登録商標の保護、非類似商品への使用）、意匠法（物品と保護範囲、EU未登録意匠制度を含む）および著作権法（応用美術）について述べる。なお商標法および意匠法についてはEU商標・意匠規則と重複するところも多い。

#### ● イギリスにおける仮想オブジェクトの保護に関する議論の概要（末宗達行）

本年4月には、イギリス知的財産庁が“The classification of non-fungible tokens (NFTs), virtual goods, and services provided in the metaverse”との実務変更通知を発するなど、仮想オブジェクトの保護に関する行政の対応も見受けられる。EU脱退以降の法制度の変容を踏まえつつ、イギリスにおける対応や議論の状況を概観する。

## 企画セッション

### ◆ 仮想オブジェクトに対する知的財産保護の国際比較検討 ◆

#### 【講演者一覧・略歴】

- 小川徹 (モデレーター) (本大会実行委員、株式会社JMDC リスクマネジメント室法務知財グループ、知財学会ブランド経営分科会 代表幹事)
- 内田剛 (東海大学准教授)  
2016年東海大学創造科学技術研究機構助教、2019年同大学法学部講師、2023年より現職。博士(法学)。  
関連業績として「英国著作権法における応用美術保護の動向」発明120巻6号58~61頁(2023年)、角田政芳=関真也=内田剛『ファッションロー 第2版』(勁草書房、近刊)等。
- 木村浩也 (TBS テレビ)  
技術社員として、20年に渡り放送システム開発業務に従事。2014年弁理士試験合格後、2019年よりTBSテレビ特許担当、翌年5月より商標担当。2021年文化庁インターネット上の著作権侵害(海賊版)対策ハンドブック編集委員。著書として「AI音声認識の字幕への活用~TBSの事例~」映像情報メディア学会誌(2020)5月号、「メタバース空間における商標的使用の射程」日本ライセンス協会誌LES JAPAN NEWS(2023)Vol.64 No.2
- 関真也 (弁護士・NY州弁護士 関真也法律事務所、上級VR技術者)  
エンタテインメント、ファッションの他、XR・メタバース、VTuber、AI、web3等の先端テクノロジー分野を中心に取り扱い、関連する官公庁の委員も務める。XRコンソーシアム監事・社会的課題WG座長、日本商標協会理事・法制度研究部会長、日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会幹事、ファッションビジネス学会ファッションロー研究部会長。近時の主著として『ビジネスのためのメタバース入門』(共編著、商事法務、2023年)、『XR・メタバースの知財法務』(中央経済社、2022年)等。
- 末宗達行 (金城学院大学准教授)  
2015年日本学術振興会特別研究員(DC1)、2018年早稲田大学法学学術院助手、2019年同大法学部講師(任期付)、2021年金城学院大学講師を経て、2023年より現職。博士(法学)。  
主な業績として「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察(1~2・完) —イギリス法との比較を通じた著作権法30条の2の解釈の検討—」早稲田法学97巻4号・98巻1号(2022年)等
- 西村雅子 (弁理士 弁理士法人 大島・西村・宮永商標特許事務所、国際ファッション専門職大学教授)  
2007年、商標・意匠専門事務所の(現)弁理士法人大島・西村・宮永商標特許事務所設立。単著として「商標法講義」(2010年)[2023年度、発明推進協会から第2版発刊予定]、編著として「重要判例分析×ブランド戦略推進 商標の法律実務」中央経済社(2023年)、論説多数。東京理科大学専門職大学院(知的財産戦略専攻)教授を経て2019年より現職。